

農業経営を開始したい

農業の場合、経営が軌道に乗るまでが技術面、資金面で不安定な時期となります。このような時期を支援するために、青年等就農計画認定制度があり、認定されることにより様々なメリット措置を受けられます。

1 青年等就農計画認定制度

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画が、市町村の基本構想に照らして適正であり、その計画の達成される見込みが確実である場合に、市町村がその計画を認定し、認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援措置を講じる制度です。

認定新規就農者は、農業次世代人材投資事業（旧 青年就農給付金）【経営開始型】、青年等就農資金（「9 資金（3）こんな時に利用できる資金一覧」にも記載があります。）等による支援の対象となります。

【青年等就農計画の対象者】

- ①青年（原則18歳以上45歳未満）
- ②特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ③上記の者が役員の大過半数を占める法人

※これから農業経営を開始しようとする方の他、農業経営を開始して5年を経過していない人も含みます。

2 農業次世代人材投資事業（旧 青年就農給付金）【経営開始型】

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後（5年以内）の経営確立を支援するため、年間最大150万円（令和3年度採択者から、経営開始1～3年目は年間150万円、経営開始4～5年目は年間120万円）を交付する制度です。

【主な要件】

- ①独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者。
 - ②下記に示す独立・自営就農であること。
 - ・農地の所有権又は利用権を有している。
 - ・主要な農業機械・施設を所有し、又は借りている。
 - ・生産物や生産資材等を本人名義で出荷・取引する。
 - ・売上げや経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理する。
 - ・本人が農業経営に関する主宰権を有している。
 - ③人・農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ④原則として、前年度世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。
- ※その他要件がありますので、問い合わせ先にご相談ください。

3 青年等就農資金

認定新規就農者が農業経営を開始するにあたり、必要な資金を実質無担保・無保証人、無利子で借受できます（日本政策金融公庫の資金です）。

【資金概要】

- ①貸付対象者：認定新規就農者
- ②貸付限度額：3,700万円（特認1億円）
- ③償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）

【資金の用途】

下記に示したものに必要な資金について借受可能です。

- ①農地・牧野の改良，造成
 - ②農地・採草放牧地の賃借権等
 - ③果樹の植栽，育成
 - ④オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽，育成
 - ⑤家畜の購入，育成
 - ⑥農機具，運搬用機具等の賃借権の取得
 - ⑦創立費，開業費等に計上し得る費用
 - ⑧農薬費，肥料費，飼料費等
 - ⑨農舎，畜舎，農機具及び運搬機具等の改良，造成，取得
 - ⑩農産物の生産，流通，加工又は販売に必要な施設等の改良，造成，取得
- ※農地の取得に必要な資金には活用できません。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・（公社）みやぎ農業振興公社担い手育成部担い手育成班
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階 電話：022-275-9192
- ・宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 e-mail：nosinz@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2836
- ・宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail：nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2835
- ・各農業改良普及センター